

(前文) 調整案

地方分権一括法の制定やそれに続く地方自治法の相次ぐ改正により、自治体が負うべき責任と果たすべき役割はますます重要になっている。その中にあって、議会は、構成する議員と市長がともに選挙で選ばれた市民の代表であるという二元代表制の一翼を担っており、憲法が規定する地方自治の本旨にのっとり市民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展に尽くす使命がある。

そのために、議事機関である議会は、執行機関と健全な緊張関係を保ちながら監視機能を十分に發揮し、多様な民意を反映しながら政策立案機能の向上を図る必要がある。時代に即応した議会運営の刷新も求められている。

大和市議会は、二度にわたる議会改革の協議を経て市民に開かれた議会運営に努めてきたが、更に、分権と自治の時代に相応しい議会、市民の信託に的確に応える議会と議員のあり方を明確にするため、ここに議会基本条例を制定するものである。大和市議会及び議員は、この条例を指針として不断の努力を重ねることを決意する。

◆ (前文に入る要素) 共産党

議会は、地方自治の本旨にのっとり、行政の施策等が憲法を尊重し、憲法が要請する精神に沿うものであるかを常に監視・監督しなければならない。また、自らも憲法の精神を行政にいかす立場で提言等に努めなければならない。

◆ (前文案) 公明党

地方自治法改正を柱とする地方分権一括法の施行により、地方分権の流れは加速度を増している。その中にあって地方自治の一翼を担う議会は、市民に対して開かれた議会運営を行い、自治体の政策等の立案・執行・評価における論点・争点について説明及び応答する責務を有している。

また、多様な市民の多様な意見を代表する合議機関としての議会と市民の信託を受けた市長は、二元代表制のもと対等な関係にあり、一定の緊張感を保ちながら、市民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展に尽くすことが求められており、この実現のため市議会が担う役割、果たすべき使命はますます重要

になっている。

この使命を果たすべく議会は、執行機関に対する監視及び審議という本来の役割を十分に發揮し、多様な民意を反映しながら創意と工夫により政策立案及び政策提言を積極的に行うことの目的として政策形成機能の向上を図る必要がある。

大和市議会は、これまで取り組んできた議会改革をさらに推進するとともに議会を構成する議員自らが地方自治発展のために質・力量の向上に不断の努力をし、市民の負託に応えていくため本条例を制定する。

◆（前文案）明るいみらい・やまと

地方分権・地域主権が叫ばれる昨今、〇年〇月〇日には地方自治法の改正が行われ、二元代表制の一翼を担う議事機関である市議会に求められる役割や責任はより一層、重みを増している。

市議会は、二元代表制の下、市長等執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、立法機能及び監視機能を十分發揮し、もって地方自治の本旨の実現を目指さなくてはならない。

その一方、市議会を取り巻く環境は時代とともに変化しつつあり、議会の存在意義や必要性は薄れ、政治不信から生まれる政治への無関心や、低下を続ける投票率が示す選挙離れなど、厳しい環境に置かれており、時代に合った市議会への刷新が求められている。

大和市議会は、〇〇年より議会改革検討協議会を発足し、その議員の努力によって議会の活性化を図り、情報公開等を進めるなど、精力的に取り組んできた。

その活動は現在も継続して行われており、〇〇年には議会基本条例検討協議会を発足させ、これまでに行った議会改革の集大成である議会基本条例の制定に向け1年間にわたり議論を行い、制定に向けた作業を進めた。

議会を構成する議員は、市議会が執行機関の追認機関ではなく、市民から負託を受けた議事機関であることを深く認識するとともに、その一員として執行機関との健全な緊張関係を構築し、議会全体を一つのチームとして捉え、その中で活発な自由討論を行い、積極的に情報公開を進め、報告会等で市民への説明責任を果たすとともに、議会への市民参加を促し、市議会の活性化及び透明性の確保に努めなければならない。

市民が時代また社会情勢に合わせて、市議会に求める機能を最大限に發揮できる環境を整備するため、議会改革に不断の決意を持って継続的に取り組むべく、ここに議会基本条例を制定する。

◆（前文案）神奈川ネット

議会改革の必要性が叫ばれて久しい。その一環としてすでに全国260余りの自治体議会で議会基本条例が制定された。

背景には、地方分権のもとで自治体の執行機関と議会の役割がますます重要なことがある。一方で、議会を構成する議員と市長はともに選挙により選出された市民の代表であるという二元代表制の下にあるものの、議会が果たす役割は市民に見えにくくなっている、不信や無関心も広がっている。

大和市議会は、これらを真摯に受け止め、2000年以来、議会の改革に取り組んできた。更に、市民に開かれ信頼される議会を目指し、分権と自治の時代に相応しい議会、市民の負託に的確に応える議会と議員のあり方を明確に追求するため、この条例を制定することとなった。

大和市議会及び議員は、民主主義の発展と市民の幸福な生活に寄与するため、この条例を指針として不断の努力を重ねることを決意するものである。

(議会図書等の充実)

第〇条 議会は、議員の調査研究に資するため、附設する議会図書室の資料等の充実に努めるものとする。

- 2 議会図書室は、市民が使用することができるものとする。
- 3 市長等は、市民が議会情報を容易に入手することができるよう、図書館の図書等の充実に努めなければならない。

(議会広報)

第〇条 議会は、議会活動について説明責任を果たすため、市民に分かりやすい広報の充実に努めるものとする。

(議員定数)

第〇条 議員定数は、行財政改革の視点とともに多様な市民意見を反映するために必要な数を考慮して、別に条例で定める。

- 2 議員定数の改正にあたっては、住民や有識者による協議機関を設け、幅広く意見を聴取するものとする。

(議員報酬)

第〇条 議員報酬は、大和市特別職報酬等審議会の審査結果を受けて、別に条例で定める。

(議会広報)

第〇〇条 議会は、議会活動について透明性の確保を図ることに努力するとともに市民への説明責任を果たすため、広報の充実に努めるものとする。

(議員定数)

第〇〇条 議員定数は別に条例で定める。

2 議員定数の改正は、行政改革の観点から住民の声を的確に反映し、行政への監視機能が十分に果たせるよう、住民や有識者による協議機関を設け、幅広い意見を聴取し定めるものとする。

(議員報酬)

第〇〇条 議員報酬は別に条例で定める。

2 議員報酬改正にあたっては、住民や有識者による協議機関を設け、幅広い意見を聴取し定めるものとする。